

1 組織改編の視点と内容

企画政策部

【(仮称) 資産経営課】を新設

- ・市有財産（将来保有することとなるものを含む。）の「最適化」、「有効活用」、「総合調整」を早期に推進
- ・企画課、土地利用調整課、財産管理課及び建築計画調整課の関連業務を集約
- ・集約に伴い、上記各課及び関連所属の業務等を整理、再編

生涯活躍部

部内に【(仮称) 市民活躍室】と【(仮称) 美術博物室】を設置

【(仮称) 博物館準備課】を(仮称) 美術博物室内に新設

- ・部分開館（令和6年1月）のタイミングで名称を【博物館】に変更予定
- ・(仮称) 美術博物室 ⇒ 文化財課、美術館、博物館準備課（博物館）

子ども部

部の名称を【こども・若者部】に変更

- ・現行の所掌事務を基本とし、若者支援策の更なる推進

次世代育成課の名称を【(仮称) こども・若者政策課】に変更

子ども家庭課の名称を【(仮称) こども家庭課】に変更

2 分掌事務（改編対象の部のみ記載）

部の名称	分掌事務
企画政策部	(1) 基本施策の企画に関する事。 (2) 総合的な計画に係る事業の調整に関する事。 (3) 予算に関する事。 (4) 土地利用の計画及び総合調整に関する事。 (5) 都市計画に関する事。 (6) 資産保有の最適化及び総合調整に関する事。 <hr/> (7) 持続可能な未来都市の推進に関する事。
生涯活躍部	(1) 生涯にわたる市民の活躍の支援に関する事。 (2) ボランティア及び NPO の支援に関する事。 (3) 高齢社会対策に関する事。 (4) 男女共同参画社会に関する事。 (5) 国際交流に関する事。 (6) 文化に関する事。 (7) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)。 (8) 文化財の保護に関する事。 (9) 美術館に関する事。 (10) 博物館に関する事 <hr/>
<u>こども・若者部</u>	(1) 少子化対策及び子育て支援に関する事。 (2) 若者の支援に関する事 <hr/> (3) 児童及び家庭の支援に関する事。 (4) こども園に関する事。